

想青籬記(四)

「此船主富福来」刻銘考

平成二年五月、平城京の左京三条四坊六坪を発掘調査していた奈良市埋蔵文化センターは、一基の興味深い井戸を発見した。大木を二つに割って真ん中を刳り抜き、それらを合せた一種の刳り抜き井戸であった。径一・一メートル、高さ三メートル程の杉材一刳り抜き材を用い、二材を合せて、その合せ目の外側に板材をあてがひ、木釘でとめた上、縄を三本巻いて固定している。注目されるのは、片側の井戸枠の下部に刻まれた一文、「此船主富福来」の存在である。報道された釈説は「船主なる人物に富と福が来ることを願って刻まれたことは確かなようである」という内容であった。

刻文「此船主富福来」の訓読みについては「此の船主に富・福よ来たれ」と訓めば、船主が人名となる場合と、船の所有者一船主をさす場合の二つのケースが生まれるであろう。勿論、船主を人名とすれば姓ではなく名であり、個人の内外の「富福」を願う一文となり、「此」字の落ち着きも悪く、また個人の祈願を半載された円筒形の大きな杉材に刻む理由も説明がつかない。また船を所有する船主の場合、「此」字は船なり船主にかかり落ち着いた一文となる。しかし、「此の船主（船の所有者）に富福よ来たれ」と願う場合、何故こうした材に富福

水* 野 正 好

招来を願うかが判然としない。ただ、この井戸枠材が船材であれば、「此船主」の句は生き「富福来」の三字は船主への寿詞、船主自体の記す富福招来の呪句かと思える。船主が自から富福招来を願って刻文を作ってもよし、周囲の人々が船主を祝い富福招来を願って刻んでもよいからである。現実に「福富丸」や「福徳丸」と名付けられた船舶は数多くあり、船体とその名を願わに書く慣行も常々見られるところである。ただこう訓んだとしても、なお「此」という指示の一字は違和感を抱かせる句である。

一方、この刻文に全く異なる読みを与えることも出来そうである。「此の船主は富福来（なり）」といった訓みがそれである。この場合、富福来は人名、船主（船の所有者）の氏名となり、「富福来」を「富の福来」と訓むのである。富一字で表現される氏はないが、「登美」氏、「迹見」氏ならば一音表記する場合「富」字に転じうる氏名であるといえよう。登美の字で想起されるのは長髓彦一登美能那賀須泥昆古、三炊屋媛一登美夜毘賣である。この長髓彦と三炊屋媛の後裔一大和国添下郡の物部氏の居地が「登美一登彌」と呼ばれていることはよく知られた事実である。奈良時代には登美を冠する人物に登美加是、登美史久御賣、登美史乳主などの史姓をもつ渡来系氏族、登美史家の存在が記録されている。物部氏の居地、等彌（登彌・登美）に関係づ

けられて編貫された渡来系氏族と考えてよいであろう。因みに彼らは朝廷にあっては、装演、舎人、史生といった下級官人の一面に位置づけられる人々である。迹見氏は物部守屋を滅した迹見首赤禰(舎人)の名が知られているが詳細は不明である。かように、「富福来」を人名に宛てるならば「登美福来」、「登美史福来」となり、渡来系氏族・登美史の一氏人の名と考えることとなるのである。

このように「富福来」を「登美史福来」・「登美福来」と訓めば、「此の船の主は登美史福来なり」と訓め、すっきりした一文となる。「此の船主は登美史福来なり」と訓んでも同意といえよう。径一・メートル、樹皮をとり去った長さ三メートルの丸太材は、径一・一メートルの長い丸木舟を中央で切截し、左右の二材を得るか、二船材の中央部から径の合う二材を得るかして、合せて井戸杵材としたものと推測されるのである。丸木舟を切截して井戸杵材とした例は各地で見られるだけに、その一例と見なすことが可能である。船首、船尾をすて中央部で二材を得る形を考え、この井戸杵材がもと丸木舟であったとすれば「此船主富福来」の刻文は、丸木舟であった時の船主(船の所有者)名を表記して他の船主の船と区別する機能をもつと共に、船の所有権が、富福来―登美福来にあることを明示する刻銘であったと見てよいこととなるであろう。富福の招来を願うての刻銘とする解釈よりも、所有者の表示とする解釈の方が自然、文意も通るのである。

井戸杵材を丸木舟の廃船材利用と考え、丸木舟の船主を富福来(登美史福来)と見ると新しい視野が拓けてくる。この船の所有者、登美史家の福来は、その居地が平城京内に与えられているか、登美(大和郡山市等彌町)に所在するかのいずれかであろうから、丸木舟は平城京城か登美近辺で用いられた船となり、大和の河川運河をめぐる舟運を復原する重要な足掛かりを提供するものとなるであろう。平城京内には東堀河、西堀河が左右両京に通じ、両京の北半部ではこの両堀河

に流入する小規模な河川が多く見られる。また、この両堀河が東市、西市への舟運の重要な路であることは周知の事実である。一方、登美史家の本貫地が大和郡山市登美神社附近とすれば富尾川の流域に接し、南下すれば大和の諸河川同様、大和川に合流、亀の瀬を経て河内の「迹見」に通ずる河川舟運と係わり合うこととなるであろう。登美史福来の舟は平城京とその周辺地域の河川を往来する舟であったと理解されるのである。ただ、例へば同族の登美史久御賣が近江国滋賀郡古市郷の戸主大友丹波史家の寄口の妻であるように、登美史家が各地に拡ることや、また上記のような職業からすれば東大寺・恭仁京造営の物資物材を近江より舟運で山城国木津に運びこむといった特殊なケ―スを担当するといった事態があったかも知れず、一層ひろい視野での河川往来を考えておくべきかも知れない。

いずれにしても、この船材には史書に見えない「船主」の呼称が刻まれ、登美史福来(富福来)という一個人の名を通して、舟運経営の一面が公事の公船だけでなく、個人の私船にも与えられていることが指摘されるのである。平城京周辺の船運の一面が個人に任されている事実は、船主富福来以外におお多くの船主があり、多くの船が平城京周辺に見られたことを意味する。その故に多くの船が船泊り、船繋ぎ、船留めされる場所―川津や市などで他の船主の船と自分の船を見分け「この船の船主は吾」と主張し確認させる資料として刻名が生きたと考えてよいであろう。相互の船がとかく見分けがたいとすれば此の丸木舟と共通するタイプの船が京城周辺を彩っていたことを暗示し、また船泊り、船繋ぎ、船留めに常々に数多い船影が見られるのであろうことを想像させ、その賑わいが読みとれるのである。将来、こうした船主名を表示した船材の発見によって、船司、津司と係わり合う形で息づく個人船主たちの姿が復原されることとなるであろう。「和漢船用集」には「諸侯大夫士、各定まれる御船印あり。或は吹貫あり。幟

の小さく呼ぶ」とあるが、「此船主富福来」と刻んだこの丸木舟にも吹貫や轆、船印が見られた可能性もあろう。平城京をめぐる水運、船運について種々想ひを馳せさせる重要な船材なのである。

普通、発掘調査で発見される丸木舟や構造船は完好な使用中の船は打線に繋留される形で、破損した船は洲浜に上げられ半ば埋まる形で発見される。『常陸国風土記』に香島郡の南廿里、大海の浜辺に長一五丈、濶一丈余の大船が流着、朽摧けて砂に埋まり今に遺るといった記事がある。相似た情景を描いてよいであろう。ところが富（登美史）福来の船は岸辺や浜辺に打ちすてられることなく、破損のあと、井戸枠材として截断加工され、平城京左京三条四坊六坪に運びこまれ転用されているのである。嘗って単人楫かと説かれた板楯を転用、井戸枠材に用いた一井が発掘され話題となったが、同様な転用の一事例に本例も算え上げることができるであろう。左京三条四坊六坪のこの井戸を設けた屋敷地がこの船主、富福来といかに係るか明きらかでないが、広い屋敷地の場合は富福来の宅地とは見做しがたく、屋敷主が損古の船材を船主富福来から買得するなり譲与をうけて転用していく経緯が辿れることになるであろう。いづれにせよ、考えるべきことの多い刻文、船材といえるのである。

平城京貴紳邸宅内鑄銭業

昭和五四年、奈良中央郵便局建設予定地の発掘調査が実施された。平城京左京三条四坊七坪に該当する地であり、その調査の素晴らしい成果は『平城京三条四坊七坪発掘調査報告書』として昭和五五年、奈良国立文化財研究所から公刊された。この坪では四期にわたる土地利用が判明し、第二期（B期）の遺構中に鑄銭遺構の存在することが注目された。中央のSB一九〇五建物の東南にSB一八二三・一八二二建物があり、その北側、東西二〇メートル、南北一五メートルの範囲

内に和同開珍鑄造工房に關係すると思われる焼土ピットが多数分布する事実が知られるに至った。この地は鑄銭司ではなく宅地と考えられるため、宅地内鑄銭、ひいては私鑄銭ではないかとする見解が聞かれるようになった。果してそうした見解が妥当か否か、次に検討したいと思う。

ところで、奈良時代、朝廷は鑄銭司を置いて鑄銭の事に当らせている。『日本書紀』持統天皇八年三月乙酉の条に「以直廣肆大宅朝臣麻呂、勳大貳臺忌寸八島、黃書連本實等拜鑄銭司」の記事があり、つづいては『続日本紀』文武天皇三年十二月庚子の条に「始置鑄銭司、以直大肆中臣朝臣意美麻呂為長官」といった記事が見られる。鑄銭司という役所を設けたものの、長官・次官などの職を定め、定員が決まり「司」に相応しい形が整ったのが文武天皇三年十二月のことかと考えられている。

この和同開珍銭は、『続日本紀』和銅元年二月甲戌の条に「始置鑄銭司、以從五位上多治比真人三宅麻呂任之」とあるように、同年正月、武藏国から和銅献上の慶事があり、賀して和銅と改元し、二月に上記の記事のように催鑄銭司が設置され、まず五月和同開珍銀銭を鑄造するのである。七月丙辰の条には「令近江国鑄銅銭」とあるように近江国で和同開珍銅銭が鑄造され、八月己巳の条の「始行銅銭」の記事へと動いていくのである。こうした朝廷の動きに対して早くも問題が生じて来る。和銅二年一月壬午の記事が事態を語る。「詔国家為政兼濟居先、去虛就實其理然矣、向者頒銀錢以代前錢、又銅錢並行、比奸盜逐利私作濫鑄、紛亂公錢、自今以後私鑄銀錢者、其身没官財入告人、行濫逐利者加杖二百、加役常徒、知情不告者各與同罪」といった内容である。早くも私鑄銭が濫行しはじめ、その禁止を詔しているのである。しばらくの銀銭・銅銭の並用は、和銅二年八月乙酉の銀銭を廃し一に銅銭を行はしむとの詔により銅銭専行へと変るが、なお銀銭使用

の一面がのこっていたと見え、和銅三年九月乙丑、「禁天下銀錢」の詔が改めて出されている。

和銅四年十月甲子の勅では品位に依つて始めて禄法を定めることをのべ、例えば職事の二品、二位には緇世疋、糸一百紬、錢二千文の禄というように具体的に数字を掲げ、錢の重用と善錢叙位の次第を令している。一方、こうした錢貨の重用に伴い盜鑄が惹起されるであろうことを予測し「於律私鑄猶輕罪法、故權立重刑禁斷未然、凡私鑄錢者斬、從者沒官家口皆流、五保知而不告者與同罪、不知情者減五等罪之、其錢雖用悔過自首減罪一等、或未用自首免罪、雖容隱人知之不告者與同罪、或告者同前首法」と勅している。私鑄の罪を重くし斬刑とするなど厳しく私鑄禁斷を勅しその浸透と貫徹をはかっているのである。

和銅五年九月己巳の条は「宜大赦天下、其強竊二盜、常赦所不免者、益不在赦限、但私鑄錢者降罪一等」といったやや緩やかな扱いの記事を見るが、和銅七年六月庚辰の皇太子元服、靈龜元年九月庚辰の元正受禪即位時には「其私鑄錢、及竊盜強盜、並不在赦限、但鑄盜之徒、合死座降罪一等」、「但謀殺殺訖、私鑄錢、強竊二盜、及常赦所不限者並不在赦限」と詔しており、依然として私鑄錢者は特赦の限りにあらずという強い処置が貫徹しており、私鑄、盜鑄に対する朝廷の想ひが卒直に読みとれる。

こうした朝廷の私鑄錢に対する強い姿勢は聖武天皇天平十二年六月庚午の勅に引き継がれている。大赦に際しての勅に「其監臨主守自盜、盜所監臨、故殺人謀殺人殺訖、私鑄錢作具既備、強盜竊盜、奸他妻、不在赦限」の文があり、その間の動きを物語っている。しかし、一方では藤原不比等の病疫重くその恢復を願うために元正天皇は養老四年八月辛巳朔、天下大赦の詔を發するが、勅中に「私鑄錢、及盜人并八虐、常赦所不免、咸悉赦除」といった例の乏しい特例ともいふべき私鑄錢者の赦除を行っている。こうした経緯を踏まえてであろうか、私

鑄錢者の取扱いが次第に変化する。聖武天皇十七年四月甲寅の詔がそれである。「私鑄錢及從者、着欵長役鑄錢司。強盜竊盜、常赦所不免、不在赦限」とあり、和銅四年の勅に見える斬の処置がとられず、そこでは私鑄錢の主從犯は着欵して鑄錢司で使役する形がとられることになつていたのである。こうした動向を反映する太政官符がある。宝龜十一年十一月二日付太政官符（『類聚三代格』所収）の符文に「定私鑄錢首從并家口罪名事」として「和銅四年格云、私鑄錢者斬、從者沒官、家口皆流者。天平勝寶五年官符稱、奉勅私鑄錢人、罪致斬刑、自今以後、降一等處遠流者」と書かれている天平勝寶五年二月十五日の太政官符がそれである。斬から遠流へと処置が一等減じられているのである。こうした動きに対応するのであろうか、『統日本紀』天平宝字四年三月丁丑の条に「勅、錢之為用、行之已久、公私要便莫甚於斯、頃者私鑄稍多、偽濫既半、頓將禁斷、恐有騷擾、宜造新樣與舊並行、庶使無損於民、有益於國、其新錢文曰、萬年通寶、以一當舊錢之十、銀錢文曰大平元寶、以一當新錢之十、金錢文曰開基勝寶、以一當銀錢之十」といった勅を掲げている。和銅銀錢、和銅銅錢にかわる金錢開基勝寶、銀錢大平元寶、銅錢萬年通寶の新鑄頒錢をのべる勅であるが、私鑄稍多の言葉や偽濫既半といった言葉で私鑄錢の甚だしい状況を述べているのである。流通する和同開珍錢の半ばが私鑄錢という事態を招き是正する、そのための手段が萬年通宝など三錢の鑄造に結び付いていることが記されているのである。

本来、鑄錢は鑄錢司がこれを担当する。和銅元年七月の初鑄は近江國、二年八月には河内國、天平二年には長門國で鑄錢されるが、こうした鑄錢とは別に私鑄錢が法の動きを見ながら、或ひは法を変へるまでの強さで盛行していることが萬年通寶新鑄の際には見られたのである。以後、天平神護二年には「是年民私鑄錢者、先後相尋配鑄錢司驅役、並皆着鈴於其欵、以備逃走、聽鳴追捕焉」といった記事や神護景

雲元年十一月丙寅の記事に「私鑄錢人工清麻呂等四十人、賜姓鑄錢部、流出羽国」といった内容が見え、やがては『日本後紀』の弘仁五年八月甲子の記事「免囚人日下部土方、補木工長上、土方者撰津国武庫郡人、以私鑄錢着鑲、役於堀河、頗善土巧、仍弃瑕取才」といった事態が誕生する。私鑄錢者の斬、流、駆役かといった処置から木工長上に補されるといった新しい動きが生ずるなど律令体制の緩みと規を一にする動向が朝廷にも迎れるようになるのである。

『続日本後紀』は承和六年四月癸丑、右近衛將監正六位上坂上大宿彌當宗、近衛、俘夷を伊賀国に遣し名張郡の山中で私鑄錢群盜およそ十七人を索捕し鑄錢作具、錢などを収公したことを記しているが、鑄錢にあたっては鑄錢作具や爐などを必要とするだけに都邑京市での私鑄は困難、勢い名張郡山中といった隠所が私鑄錢の場となっていたのであろう。坂上大宿彌當宗が近衛、俘夷まで動員しての索捕といった物々しさは山中といった環境もあつてのことであらうが、彼ら私鑄錢者の悪党的性格をも考えねばならないであらう。

和同開珍錢の鑄造された期間は私鑄が強く禁断され、その処置も厳密であった。そうした中で私鑄は勢い名張山中の不便・隠所といった場所、人に知られぬことを絶対条件とする環境が求められたに相違ないのである。将来、山中沼沢の地に私鑄錢の遺跡が発見されたり、山中の山寺にある悪僧・悪沙門など「形沙門に似るも心屠兒の如し」と説かれる人々の聚りが竊に錢貨を鑄るといった類ひの遺跡が見出される場合もあろう。

こうした環境とは全く異なる環境、都城—平城京内、しかも左京三条四坊七坪といった平城宮にも近く二条大路にそうと考えられる地域で、こうした和同開珍の銅錢を中心とする鑄造具が多量に発掘される事は如何ように考えられるべきであらうか。和同開珍錢に代り、萬年通寶錢（大平元寶、開基勝寶錢）が誕生する天平宝字四年の段階では

「頃者私鑄錢多、偽濫既半、頓將禁断」といった状況であったことが知られる。和同開珍錢初鑄以来五二年目、強大な権勢を誇り律令国家を完成させた聖武帝から女帝孝謙の朝を経て淳仁天皇即位三年目、三月の萬年、大平、開基錢の鑄造後、六月には光明皇太后崩御という流れを見れば歴史は既にターニングポイントを過ぎ、律令制の弛緩が顕在化しはじめの時期と見てよいであらう。私鑄稍多しの言葉、偽濫既半の言葉は錢貨の世界に国家が弛緩を示し始めていることを如実に語る言葉である。しかし、重祚した称徳天皇が法王道鏡を擁してその権勢を縦横に拡張するエネルギーがいまだ貯えられている時期でもある。そうした意味では都城中枢部、二条大路に面する貴紳邸宅内で「錢を私に鑄る」といった形は考え難いではなからうか。貴紳の故に法を破り、斬刑、流刑が法定されている中、堂々と邸内で私鑄するといった在り方は考えがたいもの、自ら律令体制を危機におとし入れる動きであることを思えば、こうした事態、状況は適切な復原ではないと思われるのである。

二条大路に面する貴紳の邸宅で現在判明しているのは長屋王邸宅（左京三条二坊一・二・七・八坪他）があるが、この調査と関係して二条大路を介して北側（左京二条二坊五坪他）に藤原麻呂の邸宅が推測されている。そうした二条大路と三坊大路に面する形で左京三条四坊中、恐らく一・二・八・七坪を占めるかと思われる邸宅がこの鑄錢関係遺物をもつ遺跡なのである。

格別な位置を朝廷でもつ貴紳の邸宅内で鑄錢されるという事態を復原する場合、私鑄が相応しくないことは言うまでもないことである。しかし、こうした貴紳邸宅内鑄錢の事例を考える上で欠くことの出来ない史料の存在が指摘されるのである。『続日本紀』の「天平寶字二年八月甲子、以紫微内相藤原朝臣仲麻呂任大保、勅曰、褒善懲惡、聖主格言、賞績酬勞、明主彝則、其藤原朝臣仲麻呂者、晨昏不怠、恪勤

守職、事君忠赤、施務無私、(中略) 因此論之、准古無匹、汎惠之美、莫美於斯、自今以後、宜姓中惠美二字、禁暴勝強、止戈靜亂、故名曰押勝、朕舅之中、汝卿良尚、故字稱尚舅、更給功封三千戸功田一百町、永為傳世之賜、以表不常之勲、別聽鑄錢舉稻 及用惠美家印。」

の記事がそれである。藤原朝臣仲麻呂の功に対し、大保に任じ惠美押勝の名を与え、封戸・功田を賜うにとどまらず、惠美家印を用い、鑄錢・舉稻を別に聽許しているのである。

惠美押勝に鑄錢を聽すという内容は具体的にどのような事態を想像すればよいのか、一は朝廷の鑄錢司で特別に鑄錢の機会を与えるのか、或ひは惠美押勝爐といった特別な爐の設置を認めるのかのいずれかであろう。舉稻を聽し家印を与えるといった表現から見れば、この場合は後者の可能性が強いことはいうまでもない。錢文は「和同開珍」であろうが、鑄錢司所鑄の和同開珍錢と区別できる特色を具えるケースも考えられよう。『中外錢志』が天平宝字四年の萬年通宝錢鑄造以前の爐として、近江、河内、長門爐と並べ押勝別爐を挙げていることも参看すべきことであろう。この天平宝字二年の惠美押勝の鑄錢に爐——押勝爐の設置が認められたとすれば、爐は何処に求められたのであろうか。朝廷の鑄錢司同様、平城京外、「国」々をたしかに鑄錢の地に宛てることもできるが、寺院の梵鐘、銅器の鑄造がその境内でしばしばなされている事実を配慮すれば、こうした押勝爐が惠美押勝邸内に設置されるケースは十分ありうるものと考えられるのである。具体的には押勝別爐の稼働期間が定められ、その所鑄錢量も、錢文も定められている筈であり、鑄錢司から鑄錢工が派遣されて、邸内の好地を撰び爐を造り鑄錢後の錢形の整形までの鑄錢過程に携わり、鑄錢数量の確認といった作業には鑄錢司長官などの官僚が当る形がとられたに違いない。

『続日本紀』を通して見るかぎり、特別に鑄錢が聽された事例はこ

の惠美押勝例のみである。記録されない事例がなお存在するの否かはにわかには定めがたい。朝廷の中枢にある貴紳邸での鑄錢事例があれば、この惠美押勝爐と同様に考えることができるかもしれない。私鑄錢といった暗いイメージの鑄錢業とは異なる、晴れの日の格別な恩頼にもとずく自邸での鑄錢、多くの知己を集め宴しながらまつりとも通ずる鑄錢、鑄上げられた和同開珍錢の礼頌といった幾重もの喜びの重なる鑄錢業がここには見られるのである。藤原朝臣仲麻呂——惠美押勝邸であることの検討とも相俟って、こうした「恩頼」の鑄錢業の存在を銘記させるのが、この遺跡、平城京左京三条四坊七坪の遺跡なのである。

The study of Ancient YAMATO

① ship of Heijokyo

② product of coin in Heijokyo

Masayoshi MIZUNO

